

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

第13条第4項中「属する」の次に「担当局長、」を加える。

別表第1財務関係の表第4号中「60万円」を「100万円」に改め、同表第5号中「180万円」を「300万円」に改め、同表第13号中「120万円」を「150万円」に改め、同表第17号中「180万円」を「200万円」に改める。

別表第1事業執行関係の表第14号を次のように改める。

14			個人及び団体並びに職員の定例又は軽易な表彰の決定に関すること。ただし、各局人事主管課長に合議しなければならない。	個人及び団体並びに職員の要綱等による定例又は軽易な表彰の決定に関すること。
----	--	--	--	---------------------------------------

別表第2健康福祉局主管部長の項第4号及び第5号中「第29条の7」を「第29条の9」に改め、同局主管課長の項中第66号を第67号とし、第50号から第65号までを1号ずつ繰り下げ、同項第49号(4)中「第8条」の次に「第1項」を、「開設」の次に「及び同条第2項によるオンライン診療受診施設の設置」を加え、同号(5)中「又は」を「、」に改め、「助産所」の次に「又はオンライン診療受診施設」を加え、同号(6)中「又は助産所の廃止」を「、助産所又はオ

ンライン診療受診施設の廃止」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同号を同項第50号とし、同項中第48号を第49号とし、第37号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

37	生活保護法第25条第2項、第29条第1項、第30条、第31条及び第80条（中国残留邦人等支援法第14条第4項によりその例によることとされる場合を含む。）に準じた保護費等の追加給付に関する事（生活保護法による保護を受けていた者又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けていた者に係るものに限る。）。
----	---

別表第2 子ども青少年局主管課長の項中第24号を第26号とし、第7号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号の次に次の2号を加える。

7	子ども・子育て支援法第30条の20による乳児等支援給付費の支給に関する事。
8	子ども・子育て支援法第30条の21による特例乳児等支援給付費の支給に関する事。

別表第2 住宅都市局主管課長の項第11号中「第12条及び第13条」を「第11条及び第12条」に改め、同項第12号中「第35条、第36条及び第41条」を「第30条及び第31条」に改め、同項第13号中「第37条」を「第32条」に改め、同表緑政土木局主管部長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同局主管課長の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「第29条」を「第42条」に改め、同号を同項第11号とし、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第5 主管部長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表主管課長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。